新	員勿休険り休険付半寺に関り	備考
	··	リ用グラ
貿易保険の保険料率等に関する規程	貿易保険の保険料率等に関する規程	
平成16年7月2日 04-制度-00034	平成16年7月2日 04-制度-00034	
沿革(略)	沿革(略)	
平成26年12月19日 一部改正		
独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」とい	独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」とい	
う。) における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。 	う。)における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。	
 I 用語の定義 (略)	 I 用語の定義 (略)	
Ⅱ 保険料率	Ⅱ 保険料率	
[1] 貿易一般保険約款(以下 [1] において「約款」という。)	[1] 貿易一般保険約款(以下 [1] において「約款」という。)	
に係る保険料率	に係る保険料率	
1 ~ 6 (略)	1 ~ 6 (略)	
7 貿易一般保険付加保険特約に係る保険価額当たりの保険料 率	7 貿易一般保険付加保険特約に係る保険価額当たりの保険料 率	
(1) ~ (3) (略)	(1) ~ (3) (略)	
(4) プラント等増加費用に係る貿易一般保険の取扱について	(1) (0) (MD)	
(平成 26 年 12 月 19 日 14 - 制度 - 00223) に規定する特約		
(以下「プラント等増加費用特約」という。)を付して保険契		
約を締結する場合の当該特約に係る保険料率		
保険料率(%)= (a X + b) × 0.2×付保率		
(i) 係数 a 及び b は、上記 2 (1) ③の表における船後危険		
<u>の係数a及びbとする。</u>		
(ii) Xは、対象工事開始予定日から起算した対象工事終		
了予定日までの日数 (当該日数が30日未満の場合にあっ		
<u>ては30日)とする。</u>		
8 上記1から5まで及び7に規定する各係数表における国力	8 上記1から5まで及び7に規定する各係数表における国力	
テゴリー	テゴリー	
(1) \sim (8) (略)	(1) \sim (8) (略)	

新	旧	備考
(9) プラント等増加費用特約に係る場合の保険料率の算出に		
<u>当たっては、仕向国の国カテゴリーを適用する。</u>		
[2] ~ [10] (略)	[2] ~ [10] (略)	
Ⅲ その他 (略)	Ⅲ その他 (略)	
附 則		
この改正は、平成27年1月5日から実施するものとする。		
別表第1	別表第 1	
企業総合特約書に基づく信用事由に係る係数c(小数点以下	企業総合特約書に基づく信用事由に係る係数 c (小数点以下	
第4位を四捨五入し、小数点以下第3位までを有効とする。)	第4位を四捨五入し、小数点以下第3位までを有効とする。)	
は、次の1及び2に規定する係数を乗じて得た数値とする。	は、次の1及び2に規定する係数を乗じて得た数値とする。	
1 信用事由に係る保険金支払限度額に関する割増係数は、I	1 信用事由に係る保険金支払限度額に関する割増係数は、I	
LCにより決済される輸出契約等若しくは政府開発援助契	LCにより決済される輸出契約等若しくは政府開発援助契	
約等又は代金等の支払人が開始日等においてGS格、GA	約等又は代金等の支払人が開始日等においてGS格、GA	
格、GE格、SA格、EE格、EA格若しくはPU格の輸出	格、GE格、SA格、EE格、EA格若しくはPU格の輸出	
契約等にあっては、1.00 とし、代金等の支払人が開始日等に	契約等にあっては、1.00 とし、代金等の支払人が開始日等に	
おいてEM格又はEF格の輸出契約等にあっては、次のとお	おいてEM格又はEF格の輸出契約等にあっては、次のとお	
りとする。	りとする。	
(1) 企業総合保険特約書第5条第2号に規定する信用事由	9290。 (1) 企業総合保険特約書第5条第2号に規定する信用事由	
に係る保険金支払限度額(以下「支払限度額」という。)	に係る保険金支払限度額(以下「支払限度額」という。)	
を開始日等においてEM格又はEF格の者について設定	を開始日等においてEM格又はEF格の者について設定	
する場合(貿易一般保険運用規程(平成13年4月1日 01 世界 2000年) 第61条第8項を対しまれて実はスポセル	する場合(貿易一般保険運用規程(平成13年4月1日 01	
- 制度 - 00034) 第 <u>61</u> 条第 2 項ただし書きに定める支払限	- 制度 - 00034) 第 <u>60</u> 条第 2 項ただし書きに定める支払限	
度額の変更又は同条第3項に定める支払限度額の増額及	度額の変更又は同条第3項に定める支払限度額の増額及	
び同条第4項に定める支払限度額の減額を含む)であって 記点 トスルギナ が 別 佐佐 い 日 かい	び同条第4項に定める支払限度額の減額を含む)であって、別立ちなどままれて開発が発見し、別に対すると	
て、設定する当該支払限度額が貿易一般保険運用規程第60	て、設定する当該支払限度額が貿易一般保険運用規程第59	
条第2項に規定する暫定限度額に2.0を乗じて得た額を超	条第2項に規定する暫定限度額に2.0を乗じて得た額を超	
える場合は、次の式により算定した係数とする。ただし、	える場合は、次の式により算定した係数とする。ただし、	
1.450 (小数点以下第3位までを有効とする。) を上限と	1.450(小数点以下第3位までを有効とする。)を上限と	

新	旧	備考
する。	する。	
(支払限度額÷暫定限度額-1) ×0.05+1	(支払限度額÷暫定限度額-1) ×0.05+1	
注:()内の数値は、小数点以下第2位を切り上げ	注:()内の数値は、小数点以下第2位を切り上げ	
第1位までを有効とする。	第1位までを有効とする。	
(2) 貿易一般保険運用規程第60条第4項1号又は第2号に	(2) 貿易一般保険運用規程第59条第4項1号又は第2号に	
該当する場合に支払限度額を設定するときには 1.450。た	該当する場合に支払限度額を設定するときには 1.450。た	
だし、企業総合特約書第2条第1項の規定により、新たに	だし、企業総合特約書第2条第1項の規定により、新たに	
登録される輸出契約等の相手方(企業総合特約書第2条第	登録される輸出契約等の相手方(企業総合特約書第2条第	
2項の規定により登録を削除して2年を経過していない	2項の規定により登録を削除して2年を経過していない	
ものを除く。)を除く。	ものを除く。)を除く。	
(3) 上記(1)及び(2)以外の場合は 1.00	(3) 上記(1)及び(2)以外の場合は1.00	
2 (略)	2 (略)	
別表第2 ~ 別表第6 (略)	別表第2 ~ 別表第6 (略)	